

ASAHI EITOホールディングス株式会社

定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、ASAHI EITOホールディングス株式会社と称する。英文では、ASAHI EITO HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理すること及びこれらに関連又は附帯する一切の事業を営むことを目的とする。

1. 以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体、販売、輸出入、賃貸借並びにその他の役務の提供に関する事業。
 - (1) 陶磁器及び建築用設備機器。
 - (2) 化成品を使用した製品及びその他有機化学製品。
 - (3) 家庭用電気機械器具及びその他家庭用品。
 - (4) 家具、事務用機器、木製品、装飾品、日用雑貨品、繊維製品、ガラス製品。
 - (5) 電気用・理化学用・工業用セラミック製品。
 - (6) 建築材料、土木資材、緑化造園材料。
 - (7) 金属製品、金属加工品。
 - (8) 医療・保健・衛生・福祉介護用機械器具及び用具。
 - (9) 空気清浄・水質浄化・その他公害防止用機械器具。
 - (10) ユニットバス、システムトイレ等建築用住宅関連設備機器。
 - (11) 各種水栓、配管及び継手。
 - (12) 建物その他の構築物及びその部材。

- (13) 空調設備機器、厨房設備機器等各種建築物に関連する設備機器。
 - (14) 合成樹脂、合成ゴム、合成皮革及びその他の可塑物。
 - (15) 事務機器、安全防災機器及び公害防止関連機器並びにこれらに関連する器材。
 - (16) 美容、理容、介護、衛生に関する機器。
 - (17) 新エネルギー発電システム並びに新エネルギー応用製品。
 - (18) 電池・電池応用製品その他の化学・金属製品。
 - (19) 電気自動車、その部品及び充電設備。
 - (20) 情報機器。
 - (21) 通信機器。
2. 前各号に掲げる製品、その原料、材料の製造、販売及び輸出入。
3. 前各号に掲げる製品、原材料等の研究開発、設計及び諸権利の貸借及び売買。
4. 建築工事、設備工事、管工事、機械器具の設置工事、内装工事その他建設工事の企画、設計、施工、請負、監理に関する事業。
5. 各種建築物、構築物の増改築及びリフォーム工事に関する事業。
6. 不動産の売買、賃貸、管理、保有、運営及びその代理、仲介。
7. 貨物運送取扱事業及び倉庫業。
8. 介護保険法に基づく各種介護に関する事業。
9. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業。
10. 旅客自動車運送事業。
11. 発電、売電及び電力の小売りに関する業務。
12. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業。

- 1 3. 特定技能外国人支援事業及び紹介事業。
- 1 4. 外国人研修生の受け入れに関する仲介及び手続の代行に関する事業。
- 1 5. 学校、教育教室等の企画、アドバイザー及び経営。
- 1 6. インターネットを利用した学習塾の経営。
- 1 7. 翻訳業及び通訳業。
- 1 8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業。
- 1 9. 情報の収集、分析、管理及び情報処理サービス並びに情報提供サービス。
- 2 0. インターネットのウェブ・コンテンツの企画、開発、制作、配信。
- 2 1. インターネット等を利用したデジタル情報配信サービスに関する人材育成及び教育。
- 2 2. インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝及び広告等の受託。
- 2 3. 各種ビジネス情報のデータベース化と提供サービス事業。
- 2 4. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守。
- 2 5. インターネット等を通じての通信販売業務。
- 2 6. アプリケーションソフトの企画、開発、運用、リース、販売及び保守、点検。
- 2 7. 電子決済システムの企画、開発、運用、リース、販売及び保守、点検。
- 2 8. 金融商品取引法に基づく金融事業。
- 2 9. 総合リース業、ファクタリング業並びに金銭の貸付業。
- 3 0. 各種金融商品の運用、投資、売買、保有、企画、開発、販売及び管理。
- 3 1. 各種企画、アドバイザー及びコンサルティング事業。
- 3 2. 経営上必要な事業への投融資、債務保証。

33. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託。

(本店)

第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めてこれを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、隨時にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告

及び計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(定 員)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名から10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し議長となる。

2. 会長に欠員または事故があるときは社長が、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役にこれを発する。

但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集)

第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができ

きる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第 26 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによ

る損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 会計監査人

(会計監査人の責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は1年とし、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剩余金の配当)

第 33 条 当会社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剩余金を配当することができる。

2. 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

第1条 現行定款第1条（商号）、第2条（目的）及び第6条（発行可能株式総数）の変更は、第72回定時株主総会に付議される「新設分割承認の件」が原案どおり承認可決されること及び当該新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを

条件として、当該新設分割の効力発生日に、効力が生じるものとする。

2 本条は、前項に定める新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。

第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は、なお効力を有する。

2 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

（令和5年2月27日改訂）